



子どもたちの育ちと指導の一貫性を 目指した教育を進めるために

保幼小中一貫教育推進基本計画

＜令和7年度版＞



令和7年4月
京丹後市教育委員会



はじめに

令和7年度は、一貫教育全市展開から10年目迎える節目の年度にあたります。義務教育課程修了時を見据えた系統的で一貫性のある教育を進めることが重要であるとの認識のもと、平成28年度より就学前からの10年間にわたる小中一貫教育を実施してきました。さらに、令和2年度には、小中一貫教育から「保幼小中一貫教育」へと名称変更し、就学前からの一貫した指導を推進していくことを内外の方に分かりやすく示してきました。

この10年間ににおける一貫教育の取組により、各学園が学園目標や目指す子ども像の実現に向け、研修や実践を積んできたことで、中1ギャップの解消や全国平均程度の学力維持などの成果が確認されています。

しかし、時代は急速に変化し、人口減少や少子化の影響も含め、社会そのものや学校への要請が大きく変化しています。こうした中、この先の京丹後市を鑑み、令和7年度は、第3次京丹後市総合計画、京丹後市教育大綱、京丹後市教育振興計画の3つ全てが見直され、新たな一步を踏み出すこととなりました。

京丹後市教育振興計画の中で、目指す教育として「グローバルな視野をもち、地域や社会とのつながり、国際的なつながりをもつことができる力を育む教育、ふるさと京丹後市への愛着と誇りをもち、幸福な未来を切り拓くため、新しい価値を創り出す力を育む教育」を示しております。さらに、この振興計画には、今後5年間で積極的に取り組む施策とその理念が示してあります。そのプロジェクト3「持続可能な地域社会との連携と協働」として、保幼小中一貫教育を基盤とした中高連携の促進が示されています。本市の目指す「グローバル人材育成」を軸に「学びの連続性」を意識し、府立高校への接続を強化するといった、次なるステージに向かいます。

本京丹後市保幼小中一貫教育推進基本計画は、これまでの調査研究に基づき、一貫教育を推進するための具体的な計画として策定した令和3年度版を、変化の激しい社会や本市の実態を踏まえ、隔年で見直し続け改訂してきています。今後は、一貫教育を推進するのではなく、一貫教育による教育内容の質の向上に向け、調査研究を進めていく段階に入りました。よって、本計画は、全ての学園が共有すべき保幼小中一貫教育の基本的なガイドラインとして位置付け、この計画を受け、各学園の更なる教育活動の創造が必要となります。これまで市が歩んできた「保幼小中一貫教育」の歴史や取組について、本計画を通して学び、更なる実践につないでいくことが重要です。

京丹後市の豊かな教育を実現するための一貫教育は一つの重要なツールとし、今後も学校、家庭、地域との連携を深め、一体となって教育内容の充実に努めます。各学園では、それぞれの学園の目標や取組の進捗状況に応じて、本計画を積極的に活用していくことが望まれます。

本計画については、京丹後市保幼小中一貫教育研究推進協議会等で、取組の進捗状況と成果・課題、児童生徒の状況等を把握・評価しながら、柔軟に計画を修正・改善するとともに、国及び京都府等における教育方針等の変更や社会情勢の変化に対応し、今後も隔年ごとに、全体的な見直しと改訂を行うこととします。

目次

I 基本的な方針

- 1 保幼小中一貫教育の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 目指す人材像と京丹後市が目指す教育・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 保幼小中一貫教育の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 保幼小中一貫教育実施上の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

II 保幼小中一貫教育の導入の歴史

- 1 保幼小中一貫教育の形態と枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 保幼小中一貫教育導入までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

III 就学前から中学校卒業までの目指す子ども像の共有 6

IV 教育課程と授業改善

- 1 保育課程・教育課程の編成の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 「1・4・3・2の指導区分」による保育課程・教育課程の編成・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 「汽水域指導プラン」の作成による取組と授業改善・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 「保幼小接続プラン」の作成による授業改善・・・・・・・・・・・・・・10
- 5 小学校低学年からの外国語活動等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 6 各期の移行に当たっての工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

V 教科等のカリキュラムを活用した授業改善の推進

1	学習指導要領に基づく教科等のカリキュラム改訂に係る方向性	11
2	「確かな学力」の充実・向上のための授業改善	12
3	改訂する場合のカリキュラムの作成体制	12
4	これまでに作成した教科等カリキュラム	13
5	ICTを活用したりリモート学習等を生かした授業改善	14

VI 丹後学

1	丹後学のグランドデザイン	15
2	教育課程での取扱い	16
3	指導のねらいと主な指導内容	16

VII 教育活動の連続性・協働性、子どもたちの学び合う場の確保

1	幼児児童生徒の交流	17
2	小・中学校の教員による一部教科担任制	19
3	校種を超えた教職員の協働による学校運営	20

VIII 学校、家庭、地域社会が連携した教育環境づくり

1	地域で子どもを育てる仕組みづくり	21
2	家庭の教育力を高める取組	24

IX 保幼小中一貫教育の推進

1 研究体制及び学校運営	25
2 保幼小中一貫教育の取組経過	26

X 各学園の目指す子ども像、学園目標

1 峰山学園	29
2 大宮学園	31
3 網野学園	32
4 丹後学園	33
5 弥栄学園	34
6 久美浜学園	35

XI 資料

各期の指導目標	37
---------	----



基本的な方針

1 保幼小中一貫教育の定義

小中連携 … 小中学校が情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

保幼小中一貫教育 … 小中連携のうち、小中学校が目標を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育であり、本市ではこれに保育所・こども園の就学前を加え10年間を通じた系統的な教育として実施

※ 中央教育審議会初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」(H24.7.13)を参考にして定義

2 目指す人材像と京丹後市が目指す教育

グローバルな視野で物事を考えることができるとともに、地域に還ったり、域外から地域に関わったりすることを通じて、未来を創っていく人材を育成します。そのために、グローバルな視野をもち、地域や社会とつながり、国際的なつながりをもつことができる力を育む教育、郷土への愛着と誇りをもち、幸福な未来を切り拓くため、新しい価値を創り出す力を育む教育を進めます。

各学園では、目指す人材像の実現に向け、学園の特色と幼児児童生徒の実態を踏まえ、京丹後市が目指す教育を進め、各学園でさらに具体的な子ども像を設定して一貫した指導を進めます。

3 保幼小中一貫教育の基本方針

目指す人材像を実現するため、保幼小中一貫教育の基本的な方針として4点を設定する。

この方針に基づき、保育所、こども園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）が就学前から中学校卒業までの一貫した指導内容と指導方法を確立するとともに、学園の各学校等、家庭、地域社会が連携して豊かな教育環境づくりを進める。

方針1 学園での目指す子ども像の共有

就学前から小中学校で目指す子ども像を共有し、子どもたちの「社会を生きぬく力」を育成する。

方針2 就学前から中学校卒業までを見通した一貫した指導

教育課程の編成や「探究的な学びの充実」による授業改善を図り、就学前から中学校卒業までを見通して一貫した指導を大切にする。

方針3 子ども、教職員の交流と協働

子どもたちが互いに学び合う場と教職員が協働して教育活動を進める場を設定し、教育活動の連続性を高める。

方針4 学園での豊かな教育環境づくり

学園を単位として、学校等、家庭、地域が連携した教育環境づくりを進める。

4 保幼小中一貫教育実施上の方針

(1) 全ての学園で実施

京丹後市として目指す人材像を実現するため、「京丹後市教育振興計画」（以下、「教育振興計画」という。）を具体化し、全ての学園で保幼小中一貫教育を実施する。

(2) 各学園で特色ある実践を推進

学園の学校数や学校間の距離、目指す子ども像や教育課題などは同一ではないため、一定の目標や柱となる取組は市全体で共有しながら、各学園が取組を絞り込み、特色や課題に応じた保幼小中一貫教育を実施する。

(3) 学習指導要領に準じた教育課程を編成

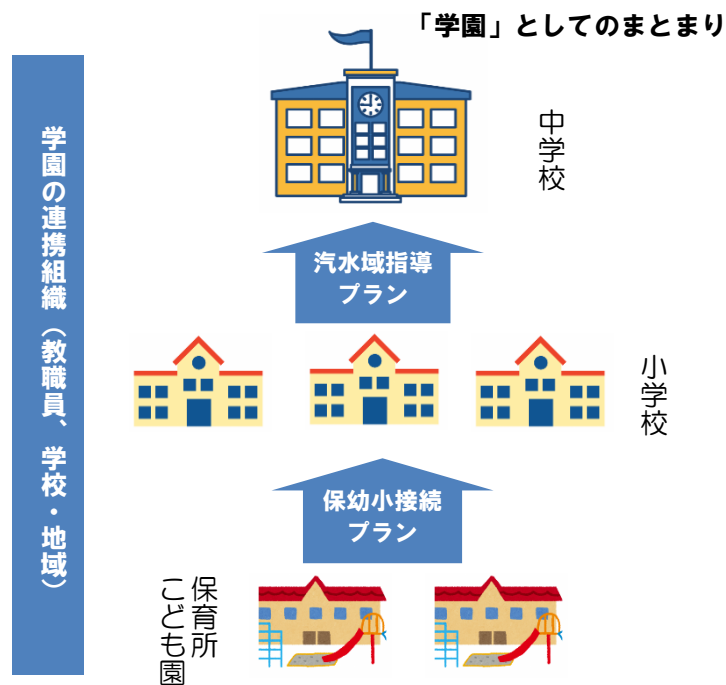
現行制度（義務教育6・3制）のもと、学習指導要領に準拠した教育課程を編成することを基本とし、その中でできる内容を創意工夫することにより系統的で一貫性のある教育を進める。

【本市保幼小中一貫教育の全体像】

京丹後市の目指す人材像

方針1 学園の目指す子ども像の設定

各学園の特色や課題に応じた保幼小中一貫教育の実施



方針2 学園の一貫した教育課程

- 1・4・3・2区分による教育課程
- 保幼小中一貫教育モデルカリキュラムを活用した授業
- 学力向上プログラム、学習指導方針、生徒指導方針の共有
- 丹後学の実施
 - 総合的な学習の時間、キャリア教育の方針・計画の共有
- 重点研究、校内研修の連携
- 「汽水域指導プラン」と「保幼小接続プラン」による指導の充実

方針3 学園の子どもや教職員の交流、協働体制

- 幼児児童生徒の異年齢の交流活動、共同学習
- 児童会と生徒会の交流、合同活動
- 小学校高学年における一部教科担任制
- 学園を単位とした教職員の研修、協働
 - 合同研修、学校運営・校務分掌の共同化

方針4 学園の学校等、家庭、地域の連携協働

- 学校園運営協議会での熟議
- PTA・保護者会活動の連携
- 学園の学校支援ボランティアの充実・活用
- 学園の学校・地域連携推進組織の設置
- 家庭教育力の向上を目指した取組

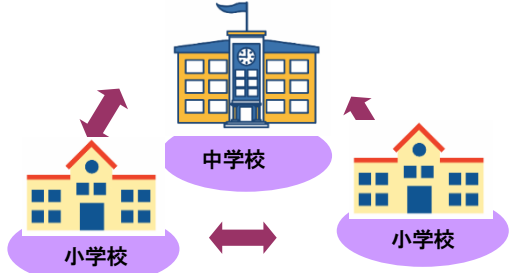
II

小中一貫教育の導入の歴史

1 一貫教育の形態と枠組み

・一貫教育の形態

一貫教育は、学校施設や取り組み方などにより、一般的に下記のような形態が考えられる。本市は、施設分離型の一貫教育を進める。

施設一体型	施設隣接・併設型	施設分離型
 小学校と中学校を同一敷地内（または同一校舎内）に設置して一貫教育を行う形態。小学生と中学生が日常的に交流し、配置された教員が9年間を通して緊密な一貫指導を進める。	 近距離に隣接・併設する小学校と中学校が、その地理的環境を生かした一貫教育を行う形態。小学校高学年が中学校の校舎で学習したり、日常的に小中学生の交流や教員の乗り入れ指導を行ったりすることが考えられる。	 地理的に離れている小学校と中学校が、既存の校舎のまま一貫教育を行う形態。教育目標や教育課程を統合し、小中学校の教職員が積極的に連携しながら一体感のある指導を進める。
「京丹後市学校再配置基本計画」（平成22年）では計画していない。	「京丹後市学校再配置基本計画」（平成22年）では計画していない。	本市は、この型による小中一貫教育を進める。

※上記の形態の分類や名称は京丹後市教育委員会が独自に定義したものであり、一般化されたものではない。

※文部科学省は、「学校教育法等の一部を改正する法律」により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化を行い、平成28年4月より施行した。それに伴い、1つの学校として9年間一貫した教育を行う「義務教育学校」と、独立した小学校と中学校が連携し、一貫した教育を行う「小中一貫型小学校・中学校」について、市町村の条例及び規則等によって設置できることとした。

2 小中一貫教育導入までの流れ

【小中一貫教育導入研究校、導入準備校から小中一貫教育校までの流れ】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
導入研究校(研究モデル校)の指定	2 中学校区 峰山中・網野中校区 導入研究校を指定（2年次）				
導入準備校の指定	1 中学校区 導入準備校を指定（2ヵ年指定）	4 中学校区	3 中学校区		
小中一貫教育校		2 中学校区 峰山中・網野中校区 3 中学校区 峰山中・網野中・大宮中校区 小中一貫教育を導入し、実施校を順次拡大		6 学園 市内の全学園で実施	6 学園
計	3 中学校区	6 中学校区	6 中学校区	6 学園	6 学園

* 令和 2 年度から「小中一貫教育」から「保幼小中一貫教育」へと名称を変更し、就学前から一貫した指導について進めていることを内外に周知するため明記した。

解説

保幼小中一貫教育の第一歩は、学園としての教育目標や目指す子ども像を明らかにし、その目標の達成に向けた協働的な教育活動を構想することです。

本市の保幼小中一貫教育は、学校等の全ての教育活動を揃えていくことを目指すものではありません。学園の全ての学校等が課題や目標を共有し、一貫して取り組む柱となる取組を定めながらも、各学校等はそれぞれの実態や課題に応じた教育活動を進めていくなど、いわば緩やかに一貫教育の実現を目指します。そのような連携の基盤として、全ての学校等が中学校を卒業する生徒の姿をイメージし、目指す子ども像として共有することは極めて重要です。

目指す子ども像を共有するということは、学園の子どもたちの課題は何かを共有することです。また、子ども観や指導観を一致させていくことです。

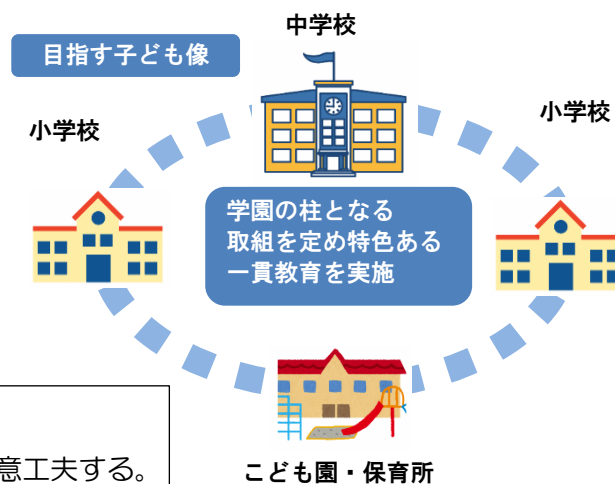
したがって、目指す子ども像を明らかにするためには、学園の各学校等が子どもの実態を出し合い、どのような力を伸ばしていくべきなのかについて知恵を出し合い、子ども像として練り上げたり評価・改善したりしていく過程を丁寧に進めていくことが大切です。

<目指す子ども像の策定、評価・改善における視点>

- ① 学園の幼児児童生徒の実態、よさや課題は何か。
- ② よさを伸ばし課題を克服するためにはどのような目標【目指す子ども像】が必要か。
- ③ 目標【目指す子ども像】の実現に向けて、学校等が一致して取り組むべきことは何か。

<推進組織>

- ① 各学園は、校園所長を長とする保幼小中一貫教育の推進組織を設置し、取組を進める。
- ② 組織の名称や体制、運営は、「保幼小中一貫教育推進の手引き」を参考に、各学園で創意工夫する。



※各学園は、「学園保幼小中一貫教育実施基本計画」にまとめ、市教育委員会に提出する。「保幼小中一貫教育実施基本計画」等の様式は、市教育委員会が別途通知する。

解説

本市の保幼小中一貫教育は、現行の義務教育6・3制の制度を変えるものではありません。したがって、教育課程についても、6・3制の枠内で学習指導要領に準拠して編成します。学習指導要領で示された内容を超える指導を行ったり、学習内容を組み替えたりするなどの教育課程の特例を必要とする編成は目指していません。

一方で、施設分離型の強みである学校園所の独自性も大事にしつつ、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性を一層高めていくためには、学校等の保育課程・教育課程が、就学前から中学校卒業までの一貫性と連続性をもって編成されることが重要です。また、子どもたちの発達の現状に応じて、効果的な指導方法や異年齢活動を工夫し取り入れていくことも重要です。

そのため、保育課程・教育課程は、社会を生き抜く力を今以上に高めること、校種間の十分な連携を図ること、指導方法の工夫改善（授業改善）を具体的に進めること、子どもの現状や認知・思考等の発達に一層対応することを基本に、10年間を通した編成を行うこととします。

また、こども園や保育所における幼児教育の実践成果を踏まえるとともに、中学校卒業後の高等学校等との連携や、さらには社会人としての豊かな自己実現についても視野に入れます。

1 保育課程・教育課程の編成の基本方針

視点1 学習指導要領等に準拠した保育課程・教育課程の編成

- 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小・中学校学習指導要領（以下、「学習指導要領等」という。）に基づき編成する。
- 就学前から中学校卒業までの10年間を見通して系統的で一貫性のある指導が可能となるよう、次の視点2～視点4を踏まえた教育課程を編成する。

視点2 一貫した学びを生み出すための保育課程・教育課程の編成 ～1・4・3・2区分の導入

- 子どもの心身の発達や学習の特性を踏まえ、就学前から中学校卒業までの10年間を見通した指導を行う。そのため、教育課程は、子どもの心身の発達や学習の特性等を考慮したものとする。

- 学習内容の系統性や発展、子どもの実態や発達段階、先進的実践校などの調査研究に基づき、右図のとおり、就学前から中学校卒業までを4期に分けた指導区分を導入する。

視点3 豊かな学びを支えるための保育課程・教育課程の編成

- 「総合的な学習の時間」を中心に行われる京丹後市の地域素材（人・環境・文化・産業）をテーマとした探究的な学びの総称を「丹後学」とし、小中学校の教育課程に位置付ける。
- 「丹後学」は、以下の1つまたは複数を目指として設定し学習活動に取り組む。
 - ① 郷土への愛着と誇りを育てること
 - ② 自己の生き方・在り方について考えを広げたり深めたりすること
 - ③ 問題解決能力や多様な他者と協働できる力を育てること

令和7年度以降、「丹後学」を構想・実施・評価する際には、「丹後学モデルカリキュラム（令和7年度版）」を確実に校内で共通理解し、丹後学を含む「総合的な学習の時間」全体の研究・実践を推進していく。

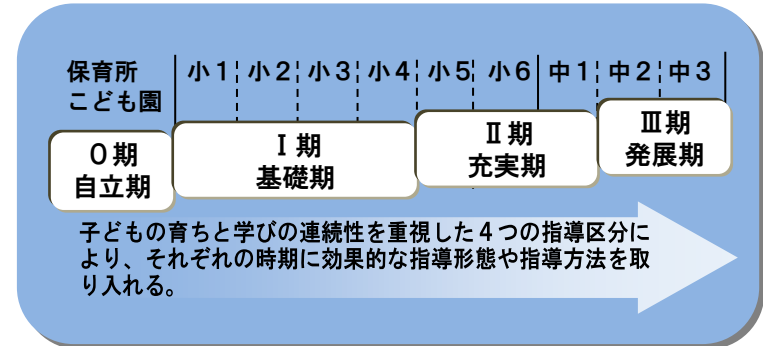
- 現在、小学校低学年から実施している外国語活動について、市が令和元年度に改訂したモデルカリキュラム第3版に基づき、確実に進められるようにする。

視点4 各期の円滑な接続のための保育課程・教育課程の編成

- 保幼小中（0期からⅢ期の節目も含む）の円滑な接続を図るため、各校種が互いに指導を取り入れ合う教育課程を位置付ける。
- 入学準備期から小学校1年生のスタート期が円滑に接続できるようにするため、0期からⅠ期の接続期も取組の重点とし、園所と小学校の連携を接続モデルプランも参考としながらより強化し、「幼保小の架け橋プログラム」も意識しながら連携を充実させる。

2 「1・4・3・2の指導区分」による保育課程・教育課程の編成

就学前から中学校卒業までの10年間を一体的に捉え、系統的で一貫性のある指導を行うため、次の4つの指導区分を設定して保育課程・教育課程を編成する。



0期 自立期 <こども園・保育所>

- 身近な人、自然等の環境とのかかわりや協同的な活動を通して、豊かな感性や人権意識、規範意識等の芽生え等の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、生きる力の基礎を育む。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

- ①健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

I期 基礎期 <小学校1年～小学校4年>

- 具体的な操作や体験と繰り返しの学習を重視し、各教科の基礎的・基本的事項の確実な習得と定着を図る。
- 集団の中で自己の役割を考えて活動すること等を通して、人とのかかわり協力し合う力や自己有用感を醸成する。

II期 充実期 <小学校5年～中学校1年>

- 身に付けた基礎的・基本的事項を活用し、様々な観点から論理的に思考するとともに、根拠を明確にして判断する力を育成する。
- 自他を尊重し合いながら活動すること等を通して、規律ある生活を確立するとともに、自尊感情と将来への夢や希望を育む。

III期 発展期 <中学校2年～中学校3年>

- 基礎的・基本的事項を活用し、分析的・総合的・論理的に問題を解決するとともに、自己の進路実現に向けて主体的に学習する力を培う。
- 的確な判断力と社会性、規範意識を育むことを通して、自己の将来を肯定的にイメージして目標をもち、よい生き方を実践しようとする意欲と態度を培う。

3 「汽水域指導プラン」の作成による取組と授業改善

- (1) 今後も取組の重点の一つをⅡ期（充実期）とし、中学校へのスムーズな接続を図るため、小学校と中学校が指導を取り入れ合う「指導の汽水域」として設定する。
- (2) 各学園は、小中学校の教員が協働して効果的な指導を進めるため、「汽水域指導プラン」を各学園の実態と条件に応じて作成し実践する。
- (3) 「汽水域指導プラン」は、＜①小学生と中学生の異学年交流活動・合同授業や小学校合同の交流活動・合同授業 ②小学校での一部教科担任制 ③小中学校が協同で取り組むカリキュラム開発・授業研究・教職員研修・学校運営等＞の3つの視点により策定する。
その中でも③の視点の特に小中学校が協働で取り組む授業研究（探究的な学びの充実による授業改善）については、汽水域だけでなく各期共通して最重点課題として取り組む。

4 「保幼小接続プラン」の作成による授業改善

- (1) 小学校入学に当たっては、保育所・こども園と小学校が「保幼小接続プラン」を共有し、入学準備期から小学校1年生のスタート期がスムーズに接続できるよう、授業改善及び取組みの改善を進める。
- (2) 市教育委員会が策定した「保幼小接続モデルプラン」を積極的に活用して、各学園が保育所・こども園における「アプローチプログラム」と小学校における「小1スタートカリキュラム」を作成し実践する。

4 小学校低学年からの外国語活動等

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ令和2年3月に作成したモデルカリキュラム(第3版)に基づき、小学校低学年のⅠ期（基礎期）1・2年「英語に親しむ活動」は、体験することを主なねらいとし、特別活動等に位置付け年間5時間実施する。

5 各期の移行に当たっての工夫

- (1) Ⅰ期の修了期である小学校4年、Ⅱ期の修了期である中学校1年を各期のまとめの時期として位置付け、一人ひとりの児童生徒の学力状況を評価し、基礎的・基本的な学習内容と各期でねらう力に対するフォローアップを組織的に行った上で、次期へステップアップできるように工夫する。
- (2) 各期のまとめや評価に必要なテスト・調査については、府教育委員会が実施する京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～を活用するなど、全学園で実施できるようにする。
- (3) 各学園では、Ⅰ期、Ⅱ期の修了にあたり、児童生徒・保護者の節目意識と次期への意欲を高める行事を創意工夫して取り組む。

解説

本市の保幼小中一貫教育は、学習指導要領等に準拠した教育課程により実施しています。したがって、カリキュラムについても既存のものを使用し、新たな指導内容を加えたり単元等を入れ替えたりするなどのカリキュラム作成については計画していません。

一方で、保幼小中一貫教育を推進するためには指導方法の工夫改善（授業改善）を進めることが極めて重要であり、そのためのモデルカリキュラムの作成を進めてきました。

本市の保幼小中一貫教育モデルカリキュラムは、すでに各校で整備されている諸計画を補完し、小中学校9年間を通した指導方法の工夫改善（授業改善）を一層進めようとするものであり、次の重点により作成を進めてきました。

- 指導方法の工夫改善（授業改善）を進めるという目的に特化した。
- 小中学校9年間を通した指導のポイントを明らかにした。
- 言語力の育成、「学び方」の指導や学習集団の育成を系統的に進めることとした。
- 小学校・中学校の教職員が共同で作成することを重視した。

1 学習指導要領に基づく教科等のカリキュラム改訂に係る方向性

- (1) 学習指導要領等の趣旨に基づき、指導方法の一貫性・連続性を高めるため、『主体的・対話的で深い学び』の実現による授業改善を各学園・各校・各研究組織を活用して小学校1年～中学校3年までの全ての学年で積極的に推進する。
- (2) 『主体的・対話的で深い学び』の実現による授業改善を確かなものとするため、市教育委員会は、市小学校・中学校教育研究会と連携し、学習指導要領で求められる資質・能力をどのように身に付けたかを評価する研究について教科を絞って進める。
- (3) 市教育委員会は、教科の評価研究の成果を参考にして、保幼小中一貫教育研究推進協議会でいくつかの教科におけるモデルカリキュラムの改訂を検討する。
- (4) 各学園では、市教育委員会が今後、学習指導要領に基づくいくつかの教科等でのモデルカリキュラムを提示すれば、そのモデルカリキュラムを参考にして、目指す子ども像や児童生徒の実態等に応じ、加除修正、改編するなどして自学園のカリキュラム作成を検討する。

2 「確かな学力」の充実・向上のための授業改善

確かな学力の充実・向上を目指し、主体的・対話的で深い学びを実現するため、「探究的な学び」の充実による授業改善を進める。

「探究的な学び」の充実による授業改善

視点 1

保育所・こども園、小中学校を通した指導の一貫性、連続性を高める

幼児教育・保育での「遊び」と義務教育における教育課程の構造的な理解・把握と、それに基づく指導の改善を進める。

視点 2

個別最適な学び・協働的な学び

資質・能力の育成につながる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に実現するために、ICT、特にクラウド環境を効果的に活用する。

視点 3

「探究的な学び」の実現・充実の基盤として① ～個・集団のアセスメント～

子どもたちが生活や学習の中で直面する困難について、様々な情報やデータをもとにその要因となるものを仮説し、支援の必要性や指導・支援の方向性を見極める「アセスメント」を重視する。

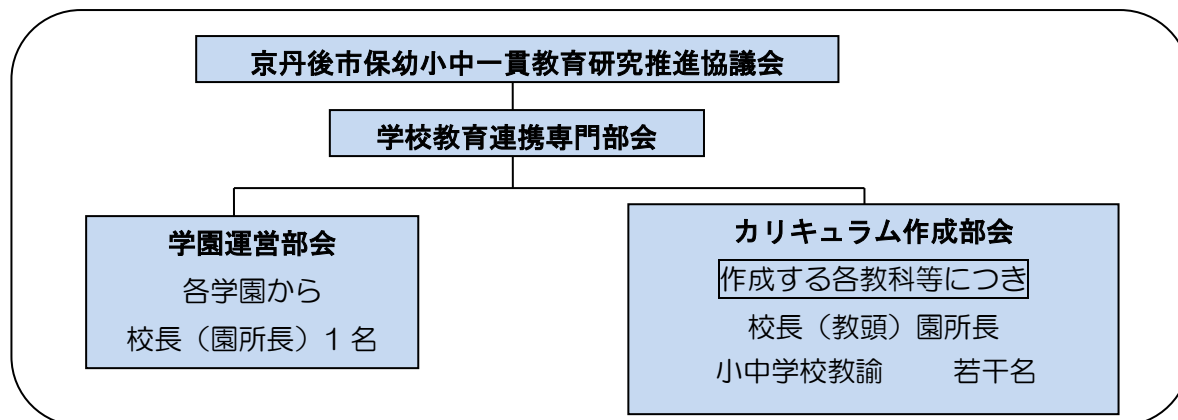
視点 4

「探究的な学び」の実現・充実の基盤として② ～安心できる居場所づくり～

主体的・協働的な活動を進めるためには、子どもたちが安心して自分の考えを表現し、互いに学び合える環境が不可欠である。一人ひとりの個性やニーズ、そして集団の特徴を理解し、受け止めながら、心理的安全性の高い学級・学校をつくることで、子どもたちの「やってみたい」「もっと知りたい」といった探究心が引き出される。

3 改訂する場合のカリキュラムの作成体制

- (1) 学校教育連携専門部会にカリキュラム作成部会を置き、各教科等のモデルカリキュラムを作成する。
- (2) カリキュラム作成部会は、部長1名、副部長1名〈校長（教頭） 園長（所長）〉、小学校及び中学校の教諭若干名で構成する。
- (3) 各学園は、カリキュラム作成部会が作成したモデルカリキュラムを基に、児童生徒の実態や課題等に応じて加除修正、改編、補充し自学園化する。



4 これまでに作成した教科等カリキュラム

これまでに作成した教科等のモデルカリキュラム作成年度は、次のとおり。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
教科 丹 後 学 等	① 社会 ② 算数・数学 ③ 理科 ④ 英語・外国語活動 ①～④(第1版)	① 国語 ② 音楽 ③ 図工・美術④ 体育 ⑤ 家庭・技術家庭 H25①～④・H26①～⑤ 合本 (第2版) ⑥ 「総合的な学習の 時間」を活用した「丹後学」(第1版)	① 「総合的な学習の時間」を活用した「丹後学」(第2版) ② 保幼小接続 (作成・別冊)	① 小学校丹後学資料作成及び社会科副読本改訂 ② (次期学習指導要領検討)
	平成29年度	令和元年度	令和4年度	令和6年度
	① 英語・外国語活動 (改訂・別冊) ② 中学校丹後学資料作成及び社会科副読本改訂	第3版・合本 ①全体計画等追加 ②新学習指導要領に準じた見直し ③保幼小接続 ④外国語科・外国語活動 ⑤特別な教科 道徳	① 「総合的な学習の時間」を活用した「丹後学モデルカリキュラム」(令和5・6年度活用版)	① 「総合的な学習の時間」を活用した「丹後学モデルカリキュラム」(令和7年度版)

補足:令和元年度に作成した第3版は学習指導要領の改訂に伴う目標等の変更と、「保幼小接続」「外国語科・外国語活動」の修正と合本、「特別な教科道徳」の新掲載を行った。なお、各教科等の【指導事例】については、第2版を活用する。

※令和5年度には、「京丹後市地域学習副読本」を京丹後市教育委員会 文化財保存活用課が小・中学校社会科部会・「総合的な学習の時間」部会の協力のもと作成している。各小中学校での積極的な活用が求められる。(デジタル版あり)

5 ICTを活用したリモート学習等を生かした授業改善

国によるGIGAスクール構想に基づき、各学校・学園のICT環境は大きく進展している。こうした状況を踏まえ、【2「確かな学力」の充実・向上のための授業改善】を進めるにあたり、ICTを活用した授業改善を進める。活用の視点は以下の3点とする。

- (1) 「確かな学力」の充実・向上及び指導の一貫性を進めるために、探究的な学びの充実による授業改善をより進めるとともに、授業展開の一部としてICT（クラウド環境）を活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる。
そのために、授業支援システム等を活用し、思考、発信、情報共有等の向上を目指して積極的に研究・実践を進める。また、授業展開における提示資料等の蓄積、共有化を進め、よりよい資料の提示、作成にかかわる時間短縮等を進める。
- (2) オンラインでの学び合いが可能になることを生かして、学園内外の特別活動や授業における合同学習など、取組に生かす。
- (3) 先行研究を進めてきた久美浜学園の実践内容や弥栄中学校の遠隔授業（プログラミング教育）を参考にするとともに、各学園や各校での取組を進め、広く交流し学びあう。



VI

丹後学

解説

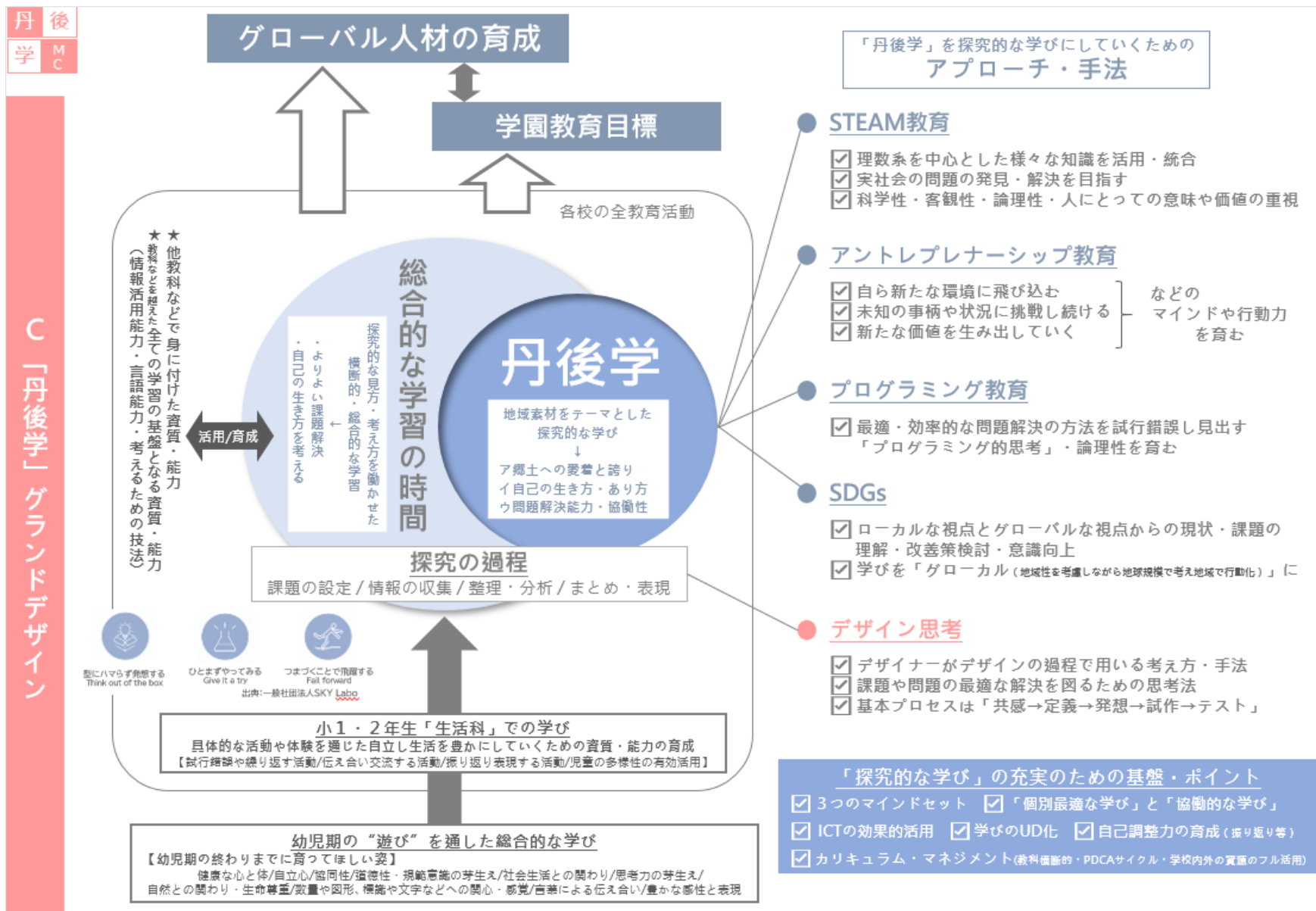
地域探究学習は、これまでから京丹後市の各学校でねらいを設定し、「総合的な学習の時間」を中心に実践が積み重ねられてきました。丹後学は、この実践の手法と成果を基盤に、保幼小中一貫教育として10年間を通した体系的・系統的なねらいと実践内容を整理し、「総合的な学習の時間」を中心に行われる、京丹後市の地域素材（人・環境・文化・産業）をテーマとした探究的な学びの総称です。

丹後学では、

- ①京丹後市についての愛着と誇りを育てること
- ②自己の生き方・あり方について考えを広げたり深めたりすること
- ③問題解決能力や多様な他者と協働できる力を育てること

このうち1つまたは複数を目標として設定し学習活動に取り組みます。こうした学習は、各学校単独でそのねらいを達成できるものではありません。中学校卒業時に育ててほしい子どもの姿を関係者全てが共通にイメージし、就学前から段階的・系統的に地域とのかかわりをつくっていく必要があります。保幼小中一貫教育だからこそ可能になる学びが丹後学だと言えます。

1 丹後学のグランドデザイン



2 教育課程での取扱い

- (1) 特設のカリキュラムによる丹後学（地域素材を扱う学び）は、「総合的な学習の時間」に位置付け、小学校３年生以上で実施する。
- (2) 既存の学習内容を活用した丹後学は、各教科・領域等の年間指導計画に基づき、各教科・領域等の中で実施する。実施に当たっては、各教科・領域の目標のもと、丹後学のねらいや地域との連携の視点を加えた指導を行う。
- (3) 「京丹後市教育振興計画（令和７年）」及び「京丹後市学校教育指導の重点」で示されている本市の目指す教育をより具現化するための研究（実践）の推進・充実ために「丹後学モデルカリキュラム（令和７年度版）」を策定している。

3 指導のねらいと主な指導内容

- (1) 各学園では、地域の特色を生かした系統的な学習になるよう今後も学園単位で育てたい指導計画を検討する。
- (2) 各学園では、保幼小中一貫教育の観点から、「総合的な学習の時間」の連続性・系統性を見直し、学園の「総合的な学習の時間」及び「丹後学」の学習系統表の作成を推進する。
- (3) 学習に当たっては市教育委員会発行「わたしたちのきょうたんご」（小学校）、「京丹後市地域学習副読本」（Ⅱ期・Ⅲ期）、「大地の学習フィールドワークハンドブック（小学校）」を積極的に活用する。

1 幼児児童生徒の交流

解説

校種を超えた幼児児童生徒の交流（異学年交流）には、人間関係の育成、自尊感情や規範意識の醸成、主体性や社会性等の向上、生き方・あり方を追求する力や学力の向上など、多くの効果を期待することができます。また、「総合的な学習の時間」や丹後学において、異学年合同の学習を行うことにより、学習効果を高めることも期待できます。

さらには、各園所で行われる5歳児交流会や小学校入学を見据えた体験学習、生活科等での5歳児と小学1年生の交流学习、中学校入学を見据えた小学校間の同学年児童の交流（小小連携交流）も、小中学校入学後の良好な人間関係の構築や小1プロブレム・中1ギャップの解消等に効果を期待することができます。

そのためには、異学年交流で達成したいねらいを明確にし、そのねらいに沿って実施学年や実施内容を検討することが必要になります。例えば、社会性や自尊感情等の醸成をねらいとするのであれば、学年はできるだけ離れていた方がよいでしょうし、学習効果を高めるねらいであれば学年は接近していた方がよいと考えられます。本市でこれまでに取り組まれてきた先行実践を参考にするとともに、全国各地の小中一貫教育で取り組まれてきた実践事例も大いに参考にすべきであると考えます。

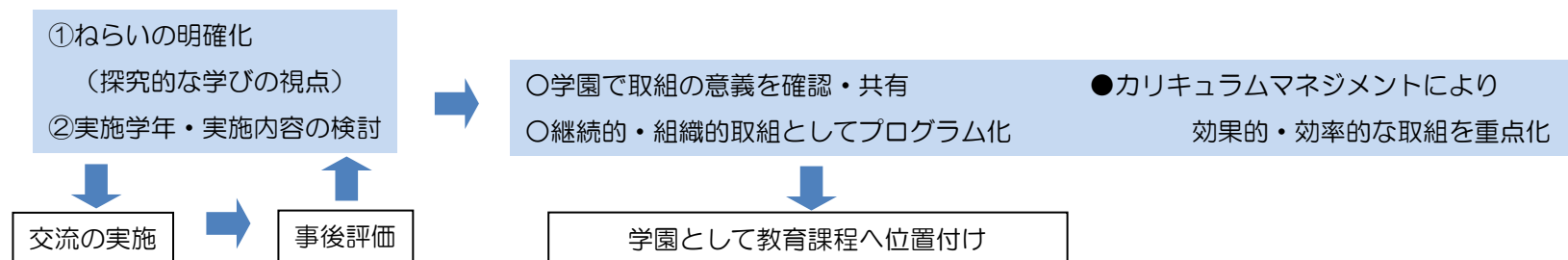
なお、実践に当たって特に重要なことは、取り組んだことを教育課程にしっかりと位置付け直すということです。事後に取組を丁寧に評価・検証することにより、ねらいと実施内容を再検討してプログラム化すること、それを学園として一貫教育の教育課程の中に意味あるものとして位置付け継続的・系統的に取り組めるようにすることが大切です。

(1) 異学年交流等の実施

- ア 各学園で、学校間・校種間が連携した異年齢交流活動、合同授業等を実施する。
- イ 学習指導要領等に基づいて実施する。
- ウ 実施する学年、内容については、各学園の特色を生かして創意工夫する。
- エ 実施した交流活動や合同授業等については、実施後の評価を適切に行った上で次年度の教育課程・年間指導計画に位置付けることで、継続的・組織

的な教育活動となるようにする。

オ ICTを活用した交流活動や合同授業も研究・実践していく。



(2) 取組上の留意点

ア 小学生の中学校部活動体験や合同部活動等を行う場合は、小学校の教育活動として位置付け、小学校教員の引率のもと、学校管理下（日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用範囲）の実施となるよう特に配慮する。

イ 取組は、積極的に保護者や地域社会に公開するとともに、学校支援ボランティアなどによる地域支援を積極的に活用する。

2 小・中学校の教員による一部教科担任制

解説

Ⅱ期（汽水域）における重点的な取組が、小学校における一部教科担任制の実施です。これらの取組からは、次のような効果が期待できます。

- ① Ⅱ期（汽水域）において、小学校の学級担任制から中学校の教科担任制へ緩やかに移行することができる。
- ② 各教員の専門性や得意教科、授業力を生かし合うことで、児童生徒の学習意欲や学力が向上する。
- ③ 小学校高学年の時期に、複数の教員の目で児童を捉え多面的に関わることにより、一人一人の児童理解を深め、きめ細かな指導に生かすことができる。
- ④ 各校種、各教員が互いの授業に学び合うことにより、指導の改善を図ることができる。
- ⑤ 小学校では、複数教員の指導で、より学級が開かれ組織的な対応が進めやすくなる。

いずれの取組においても、小学校と中学校を緩やかに接続することにより中1ギャップの解消を図り、児童生徒の学習意欲や学力の向上を目指すことが主なねらいです。学園、各学校の教職員体制や児童生徒の実態に応じ、様々な実施方法について検討し工夫することが大切です。

(1) 指導体制の工夫

- ア 小中連携加配や小小連携加配、京都式少人数教育に係る加配教員などを有効に活用する。
- イ 各学園の実情に応じて実施体制を創意工夫する。
- ウ 実施校、実施教科、指導形態、実施回数については、各学園の体制と実態を踏まえる。
- エ 週時間割に位置付けるなど、継続的・計画的に実施する場合は、兼務辞令の発令を申請する。

(2) 小学校における一部教科担任制の実施

- ア 小学校5・6年の児童を対象に、一部の教科を学級担任以外の教員が専門的に担当したり、高学年担任が一部の教科の指導を交換したりするなど、複数教員で指導する体制を工夫する。
- イ 学校の教職員体制の中で創意工夫することとし、小中連携加配や小小連携加配、京都式少人数教育に係る加配などを積極的に活用する。

ウ 実施に当たっては、学級担任制のよさを生かしながら、指導に当たる各教員の専門性や得意教科を活用できるように努める。

エ 実施校、実施学年、実施教科や実施方法については、各学園、各小学校の規模や体制、実態を踏まえる。

(小小連携を確実に行う必要がある。)

オ 原則として、年間指導計画と時間割に位置付け、継続的・計画的に実施する。

3 校種を超えた教職員の協働による学校運営

(1) 合同研修の実施

ア 各学園及び学園間で、保育所、こども園、小学校、中学校が合同の研修会を実施し、授業・保育研究を含む具体的な課題について研究・研修を行う。

イ 実施内容、実施方法、実施回数については、各学園で創意工夫する。

(2) 学校運営、校務分掌の協働

ア 共通の目指す子ども像や学園の経営目標を具体化するため、学園の組織運営、学園の統一行事予定の作成、学校 I C T を活用した校務等の共有・協働化、必要に応じた学園プロジェクトの設置などについて、各学園の実情に応じて研究・工夫する。

イ 学校・園所だより等の作成に当たっては、保幼小中一貫教育校であることを踏まえ、保幼小中間の連携に配慮するとともに、保幼小中一貫教育についての情報提供に努める。

ウ 学園として、保幼小中一貫教育に関する情報提供（「学園だより」の発行など）に努める。

エ 学力充実、特別支援教育、生徒指導、教育相談、保幼小・小中間連携等について、幼児児童生徒個々の指導に関する継続性・一貫性が保証されるよう、定期的な合同部会の開催や部会の一元化など、学園の校務分掌の協働化、行動連携化を工夫する。

1 地域で子どもを育てる仕組みづくり

解説

京丹後市の保幼小中一貫教育は、保幼小中一貫教育校をつくっていくことだけでなく、学園を単位とした学校・家庭・地域の連携を一層強化することも大きな目標に掲げています。これには、大きく2つの理由があります。

- ① 保幼小中一貫教育を進めていく中で、学校と地域が連携を強め、地域と学校がともに地域の人づくりを進めていくという考えが重要です。保幼小中一貫教育によって目指す子ども像や解決していきたい児童生徒の様々な課題は、学校だけで実現できるものではなく、学校と家庭・地域が目標を共有し、取組を協働することにより達成できる面が多くあると考えられます。また、丹後学など、地域が学校教育に対して一層協力・支援していくことは、子どもたちの体験と学びをより豊かにし、子どもたちの「生きる力」をより育むことにつながります。
- ② 保幼小中一貫教育を推進することにより、新たな地域連携が必要となります。現在、保護者や地域との連携組織は、「一つの地域に一つの学園」という考え方により、学園を単位とした「学園運営協議会」が各学園に設置されています。

このように、保幼小中一貫教育を導入することは、学校と地域の連携を強め、教育力のある地域社会をこども園や保育所、小学校、中学校、保護者や地域住民が手を携えてつくっていく取組でもありと考えています。さらに、これらの取組を基盤として、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を自覚しながら全市をあげて教育環境づくりを進めています。

(1) 「学校・地域連携推進協議会」から『学園運営協議会』へ

ア 学園を単位として学校等、家庭、地域が協働した「横の連携」を深めるため、地域の教育について総合的に協働するための「学校・地域連携推進協議会」を学園全体の学校・地域連携の中核組織として位置付け、平成29年度より全ての学園に設置した。

- ・協議会は、学校・PTA等の関係者、地域や諸団体の代表者で組織した。
- ・具体的な体制や運営、内容については、各学園の実情と特色に応じて創意工夫した。
- ・協議会では、各学校の情報交換、学園の「目指す子ども像」・取組計画・学園評価等について事務局から情報提供を行うとともに、学園全体の連

携した方針や取組について協議を行った。

イ 市教育委員会は、学校、家庭、地域の連携・協働を一層強化する観点から、令和２年度からの「学校・地域連携推進協議会」の『学校運営協議会』への移行を進めた。

ウ 『学校運営協議会』への移行においては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の6）を踏まえ、以下の内容を加えることとした。

- ・学校運営協議会の委員については、校長の申し出を参考に市教育委員会が任命する。
- ・学校運営協議会は、学園の経営会議で作成する学園運営の基本的な方針の承認を通じ、育てたい子ども像や目指す学園像等に関する学園運営のビジョンを共有するとともに、学園評価の機会等を通じて、それに関わる意見を申し出ることができる。
- ・学校運営協議会は、その協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するように努める。

※学校運営協議会の委員の任免の方法及び任期、その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項等の詳細については、教育委員会規則で定める。

エ 令和７年度より名称を「学園運営協議会」とし、より一層学園目標実現のため、委員の方々との熟議重ね、学校・保護者・地域の連携、協働体制を強化していく。

(2) 探究コーディネーターの活用

ア 本市が目指すグローバル人材の育成を目指し、探究的な学びの充実に向けた研究及び地域素材の開拓をすすめる、探究コーディネーターが作成する人材・資源バンクを効果的に活用する。

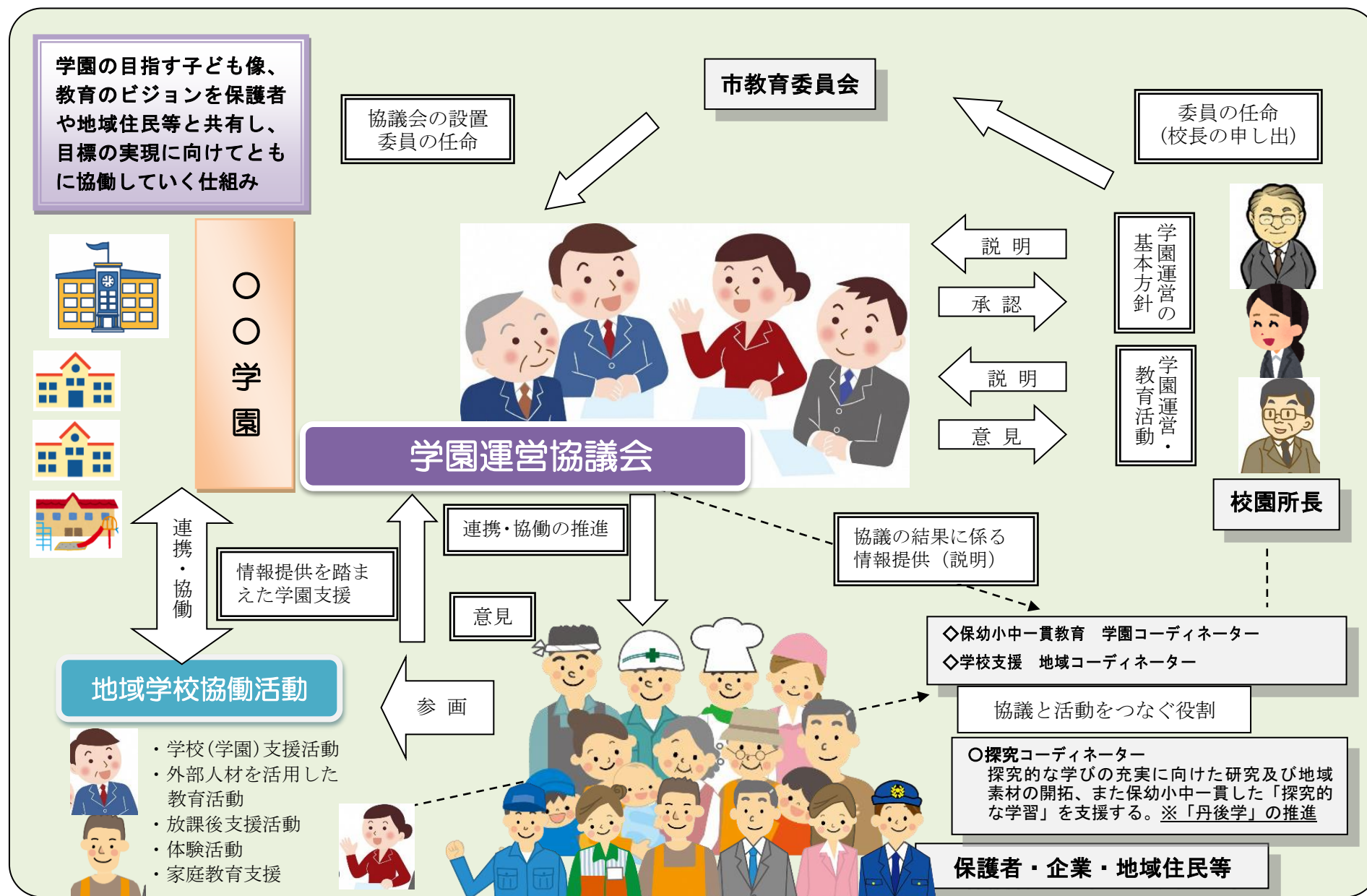
※ 探究コーディネーターは、地域の産業や文化、歴史に触れる機会を充実させるとともに、各学校園所が取り組む「探究的な学び」の具現化を支援します。

(3) 地域学校協働活動との一層の連携・協働

ア 各学園に配置した学園コーディネーター及び学校支援地域コーディネーターを学校運営協議会と密接に関連させた活用の拡充を図る。

イ 学校教育と社会教育との関係を深めるとともに、地域学校協働活動を基盤にして放課後等の学校教育外においても子どもの学習・体験機会の拡充を進めるなど、全市をあげて子どもを育む体制づくりを進める。

【保幼小中一貫教育のもとでの『学園運営協議会』のイメージと地域学校協働活動との連携イメージ】



(4) 保護者、地域への積極的な取組公開と情報発信

ア 幼児児童生徒の交流活動、学校支援ボランティアの支援を受けた学習、企業と連携した学習、「丹後学」での学びなど、保幼小中一貫教育や地域連携の具体的な場면을積極的に保護者、地域社会に公開する。

イ 保幼小中一貫教育に関する計画や実践、成果等について、学校だよりや学年・学級の連絡等を通して、身近で具体的な情報発信に努める。

ウ 保幼小中一貫教育校は、「学園だより」「保幼小中一貫教育だより」等を定期的に発行し、学園の目標や計画、児童生徒の交流や授業実践、成果・課題などを家庭、地域へ発信する。

- ・学園の事務局が作成するなど、計画的・定期的な発行を行う。
- ・各学校のホームページに、各学園のホームページへのリンク及び保幼小中一貫教育コーナーの設置などＩＣＴをうまく活用するなど、地域等へ広く情報が発信される方法について充実を図る。
- ・ＰＴＡ行事や地域行事、地域団体との各種会議等での積極的な紹介や説明に努める。

エ 保幼小中一貫教育校として学校評価の中で、保幼小中一貫教育に係る内容についても学校評議員、学校関係者評価委員等へ積極的に説明し評価を受ける機会を設け、積極的に公開していく。

(5) 中学校区を総称して学園とすることについて

ア 中学校区の一体感が感じられる方策として、中学校区の総称を「学園」とすることを教育委員会規則で定めているので、校園名とは別に活用することを今後も積極的に進める。

イ 公的な文書は、これまでどおり正式な校園名を使用するが、学校園だよりなどの保護者・地域宛て文書、学校園ホームページなど、使用可能な場合は積極的に学園名を用い、保護者、地域へ啓発を図るよう努める。

2 家庭の教育力を高める取組

(1) 学園の学校等は、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、家庭教育力の向上等に関する課題を共有し、家庭と連携した取組が、就学前から段階的・継続的に進められるようにする。

特に、ＳＮＳやゲームの時間を自らコントロールできる力を育てるため、家庭での生活習慣について考えることが必要であり、家庭との連携が不可欠である。

(2) 市教育委員会は、社会教育の推進や、市民広報等を活用した家庭教育への積極的な提言・啓発を進める。

1 研究体制及び学校運営**(1) 保幼小中一貫教育研究推進協議会**

学識経験者、保護者、学校やこども園・保育所の代表等により、京丹後市全体の保幼小中一貫教育の方針や内容についての調査研究、全体調整を行う。また、京丹後市の保幼小中一貫教育の基本方針である「学校教育改革構想」を随時見直すとともに、保幼小中一貫教育の手法や成果などについて評価・検証し改善方策を明らかにするなど、継続的な協議を進める。

(2) 学校教育連携専門部会

- ア 保幼小中一貫教育を推進するために必要な専門的な事項について調査研究を行うため、保幼小中一貫教育研究推進協議会の内部に設置する。
- イ 専門部会として、学園経営・学園運営に関する調査研究を行うための学園運営部会、各教科等のカリキュラムを開発するためのカリキュラム作成部会を設置する。

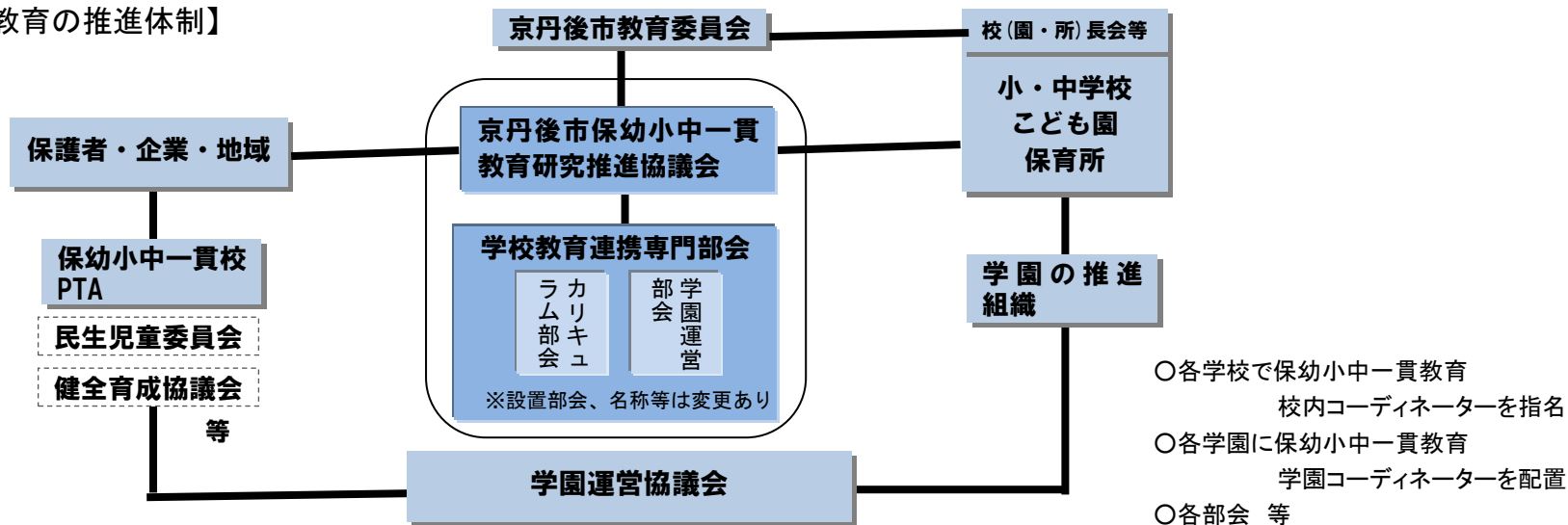
(3) 学園ごとの推進組織

- ア 各学園は各校園所長を長とする保幼小中一貫教育の推進組織を設置し、取組を進める。
- イ 組織の名称や体制、運営は、本計画及び保幼小中一貫教育実施の手引きを踏まえ、各学園で創意工夫する。

(4) 保幼小中一貫教育校内コーディネーター及び学園コーディネーター

- ア 学園における保幼小中一貫教育を円滑かつ効果的に行うため、各学校で中心となって連携内容を総合調整するための保幼小中一貫教育校内コーディネーターを校務分掌に置く。校内コーディネーターは、各校の所属教職員の中から校長が指名する。
- イ 市教育委員会は、市全体での研修の場を設定し、コーディネーターの資質向上に努めるとともに、市費による保幼小中一貫教育の充実及び学園全体のコーディネート役割を担う保幼小中一貫教育学園コーディネーターを全学園に配置する。

【保幼小中一貫教育の推進体制】



2 保幼小中一貫教育の取組経過

(1) 各学園における小中一貫教育の導入から昨年度までの流れ

	年度	各 学 園	市 全 体	学校再配置
研究 試 行	H24 (2012)	◆中学校区の現状と課題の把握・整理 ①中学校区校長会で組織検討、校内体制の確立 ②中学校区の課題の把握・整理 ③保幼小中の連携会議や合同研修等の保幼小中連携の改善・充実 ④教科等カリキュラム作成への協力 ⑤教職員の意識向上	◆「京丹後市の学校教育改革構想」の成案化 ◆「小中一貫教育推進基本計画」の策定 ◆カリキュラム作成方法の検討 ◆保護者・市民への周知	◆島津小・三津小

	H25 (2013)	◆目指す子ども像の確立、指導方法の研究 ①中学校区連携組織の確立（幼保の参加） ②目指す子ども像を設定し、課題を整理 ③授業研究、生徒指導連携の具体的実施 ④幼児児童生徒の異年齢交流の実施 ⑤中学校区の連携プランの作成 ◆校内実践体制の充実 ◆各中学校区の小中一貫教育への移行スケジュールの作成 ◆保護者、地域への積極的な説明と公開	◆導入準備校の指定 ◆カリキュラム作成部会の設置 ◆教科、丹後学のモデルカリキュラムの作成開始 ◆市全体、各校・地域等の既存の組織や取組、行事等について検討、見直し	◆大宮第二小・大宮第三小 ◆田村小・湊小・神野小 ◆久美浜中・高龍中
順次導入	H26 (2014)	◆中学校区連携プランの提出（導入校） ◆連携の目標・内容の確立と、連携強化 ◆各中学校区に於いて小中一貫教育へ移行 ①目指す子ども像を共有した学校経営 ②一貫教育の教育課程や取組みの順次実施 ③地域連携組織の立ち上げに向けた準備	◆小中一貫教育実施校の指定(峰山・網野中学校区) ◆導入準備校の指定 ◆教科のモデルカリキュラムを完成	◆網野南小・郷小 ◆溝谷小・鳥取小・黒部小・野間小 ◆川上小・海部小・佐濃小 ◆間人中・宇川中
	H27 (2015)	H26と同様 ◆教育フォーラム開催（峰山中学校区）	◆小中一貫教育校指定の拡大(大宮中学校区) ◆丹後学のモデルカリキュラム・保幼小接続モデルプランの完成 ◆小中一貫教育推進基本計画改定	◆網野中・橘中
全校実施	H28 (2016)	◆小中一貫教育の実践確立 ①一貫教育の4要素に基づいた教育活動 ②小中一貫教育校としての学校経営・地域連携 ◆教育フォーラム開催（網野学園）	◆全学園が小中一貫教育を導入 ◆小中一貫教育実施の手引改訂 ◆全学園に小中一貫教育学園コーディネーター配置	◆吉原小・五箇小
	H29 (2017)	◆教育フォーラム開催（大宮学園） ◆小中一貫教育授業研究会開催（峰山学園）	◆小中一貫教育全国連絡協議会加入 ◆小中一貫教育推進基本計画改定 ◆全学園に学校・地域連携推進協議会設置 ◆外国語活動・外国語モデルカリキュラム改訂	

全 校 実 施	H30 (2018)	◆教育フォーラム開催（弥栄学園） ◆小中一貫教育授業研究会開催（網野学園）	◆小中一貫教育推進の手引として改訂 ◆学校支援地域コーディネーターを全 学園とも学校(中学校)配置◇	◆新山小・丹波小
	H31 R 1 (2019)	◆教育フォーラム開催（丹後学園） ◆小中一貫教育授業研究会開催（大宮学園） ◆久美浜学園 ICT 活用研究(1 年次)	◆小中一貫教育推進基本計画改定 ◆モデルカリキュラム(第 3 版)合本・ 作成	◆間人小・豊栄小
	R 2 (2020)	◆教育フォーラム開催（久美浜学園） ◆保幼小中一貫教育授業研究会中止（弥栄学園） ◆久美浜学園 ICT 活用研究(2 年次)	◆保幼小中一貫教育への名称移行 ◆各学園に学校運営協議会(コミュニテ ィ・スクール)設置	
	R 3 (2021)	◆教育フォーラム開催（峰山こども園） ◆保幼小中一貫教育授業研究会開催（弥栄学園）	◆保幼小中一貫教育推進の手引として 改訂	
	R 4 (2022)	◆保幼小中一貫教育授業研究会開催（丹後学園） ◆教育フォーラム開催（行政説明・平田オリザ氏講演）	◆保幼小中一貫教育推進基本計画改定 ◆丹後学(令和5・6年度活用版)作成	
	R 5 (2023)	◆保幼小中一貫教育授業研究会開催（久美浜学園） ◆教育フォーラム開催（行政説明・ヤング吉原麻里子氏講演）	◆保幼小中一貫教育推進の手引として 改訂	
	R 6 (2024)	◆保幼小中一貫教育授業研究会開催（網野学園） ◆教育フォーラム開催（行政説明・細田真由美氏講演）	◆保幼小中一貫教育推進基本計画改定 ◆丹後学(令和7年度改定版)作成	◆弥栄小・吉野小



各学園の取組（令和6年度）抜粋

1 峰山学園

◇ 「目指す子ども像」、教育目標

（１）教育目標

「ふるさとを愛し、多様な人とつながりながら学び、探究し続ける子どもの育成」

（２）目指す子ども像

- 主体的に学び続ける子ども
- 人を思いやり仲間と共に高め合える子ども
- 粘り強く挑戦し続ける子ども

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

【経営方針】

（１） 夢や希望をもち、多様な人とつながりながら生き生きと活動する学園【幼児・児童・生徒】

- ア 自分の将来を展望し、主体的に学ぶ（遊ぶ）ことができる取組を進める。
- イ 互いの思いや考えを認め合い、高め合えることができる取組を進める。
- ウ 粘り強く挑戦し、自らの心や体を鍛えることができる取組を進める。

（２） 子どもの社会的自立に向けて、全教職員が責任をもつ学園【教職員】

- ア 幼児児童生徒の願い・希望・悩みに正面から向き合い、共感的理解と指導に努める。
- イ 幼児児童生徒の考えを広げ深める授業・生活の創造に取り組み、専門性の向上を図る。
- ウ 就学前から、社会的自立に向けて一貫性・系統性のある指導を行う。
- エ 互いに学び合い、協働的な教育活動を展開する組織を構築する。
- オ 保護者や地域の人達と連携して幼児児童生徒の社会的自立を図る指導を進める。

（３） 保護者・地域とともにある学園【保護者・地域】

- ア ＰＴＡ・地域と連携した自己有用感を高める取組を進める。
- イ 保護者・地域へ双方向の情報発信を行う。
- ウ 学校運営協議会を核とし、峰山町民が学校の教育活動を積極的に支援する取組を進める。

【指導の重点】

「確かな学力の育成（授業研究）」「コミュニケーション能力の育成」「評価を見通した取組の充実」を各こども園・小・中学校の教育活動や校内研究・研修に位置付ける。

（１） 確かな学力の育成

他者と関わりながら深く学び、社会的に自立して主体的に生き抜くための学力を育てる。そのために、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた教育を土台にして、幼児期から中学校まで一貫した教育を進める。（遊びや授業の研究）

ア 「主体的・対話的で深い学び」を実現する学習や遊びを進める。

- ①学習や活動に関心をもち、粘り強く取り組み、次につなげようとする主体的な学び・遊び
- ②他者との対話やかかわりをもとに考え、自分の考えを広げ深めようとする対話的な学び・遊び
- ③各教科の「見方・考え方」を働かせながら、関連付けたり情報を整理したりして問題を解決しようとする深い学び
- ④探究的な学習活動を通して全ての学習の基盤となる資質・能力の育成
- ⑤授業と関連させた家庭学習の質的転換

イ タブレット等のＩＣＴ器機を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する。（小・中学校）

ウ 単元全体を通して「付けたい力」を踏まえた指導計画と授業設計に努める。（小・中学校）

（２） コミュニケーション能力の育成

遊びや学習を通して、ことばによる伝え合いを軸とした学びや、他者との共感的人間関係を育成することなど、自立に向けて幼児期から中学校までの一貫した実践を進める。

ア 幼児児童生徒が安心できる「居場所づくり」（心理的安全性）を進める。

イ お互いを認め合う心の醸成を図る。

ウ 人とつながり学ぶ楽しさ（協働性）を味わわせ、ことばで伝え合う力を育む。

（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）

（３） 評価を見通した取組の充実

ア 学園評価・学校評価の結果に基づく学園経営の充実

イ 教育評価・指導評価の結果に基づく教育実践の改善

ウ 「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の結果に基づく教育実践の改善

2 大宮学園

◇ 「目指す子ども像」、教育目標

(1) 教育目標

自他を尊重し、自ら学ぶ 子どもの育成

(2) 目指す子ども像

- 意欲的に学び、チャレンジする子ども（知）
- 自他を大切にし、思いやりのある子ども（徳）
- 心身を鍛え、活動的な子ども（体）

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

※大宮学園を支えるのは「人権教育」、そして「ことばの力」の育成

(1) 確かな学力の育成：「授業づくりの視点9」「言語活用カリキュラム」の活用

ア 基礎学力の向上を目指した授業改善（授業づくり）

イ 小中で連携した「主体的・対話的で深い学び」の実現による授業改善（授業づくり）

（ア）「主体的・対話的で深い学び」を通して、「ことばの力」「思いやる心」「つながる力」を育成する授業研究を充実させる。

（イ）これまでの「ことばの力の育成」「人権教育の推進」の視点を踏まえ、「探究的な学び」や「ICTの効果的な活用」「自己調整力の向上」等、これからの教育課題への連動を図る。

（ウ）授業研究会・保幼参観の開催 6月：（大宮南小） 8月：（大宮北保育所）

ウ 「ことばの力」の育成（言語活動の充実）を目指した授業改善（授業づくり）

言語活用カリキュラムの積極的な活用を年間通じて進める。（学力充実部会、担任会）

エ 保幼小の接続のためのアプローチプログラム・小1スタートカリキュラムの自学園化

(2) 人権意識の育成：「人権教育カリキュラム」の活用

ア 人権教育の理念に基づく「自他を大切にする心」を育成するための教育活動の充実

（ア）全ての教育活動で「ことばの力」「思いやる心」「つながる力」の育成し、そのための授業づくりの推進（各教科指導で3つの力を育成する指導を充実させる。）

（イ）特に、授業や特別活動等を通じて、「話し合い活動」の充実を図る。

イ 人権意識を育成するための人権学習の充実

(3) ICTの積極的活用も含めた連携・体験活動の充実

- ア ICTを活用した効率的・効果的な連携教育活動・体験活動の充実
- イ 体験活動を通して「ことばの力」「思いやる心」「つながる力」の育成
- ウ 効率的・効果的な共通した学校のきまり（学習・生徒指導・家庭連携）
- エ 丹後学・キャリア教育の視点を踏まえた夢・未来式（小学４年生・中学３年生）の実施

(4) 目指す子ども像の実現を見通した教職員の交流と協働

- ア 学園の教職員が確実に出会い、話し合う機会の確保
- イ 担任会の充実

(5) 家庭、地域社会への啓発、情報発信

- ア ホームページ、たより等を活用した情報発信
- イ 大宮学園の家庭教育の課題を踏まえた「大宮学園」PTA・保護者の協働
- ウ 家庭教育委員会による「家庭のやくそく」の継続と啓発、親のための応援塾の継続
- エ 大宮学園学校運営協議会での学園教育環境づくりの推進
- オ 「大宮学園」学校評価の実施と保護者・地域住民への啓発

3 網野学園

◇「目指す子ども像」、教育目標

(1) 教育目標

将来に夢と希望をもち、郷土を愛し、知・徳・体の能力を伸ばす子どもの育成を図る教育の推進

(2) 目指す子ども像

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| あ：明るく元気に進んで学ぶ子 | 【知】意欲的に学習に取り組む子ども |
| み：みんななかよく支え合う子 | 【徳】規範意識をもち、仲間と支え合う子ども |
| の：のびのび生き生きやりぬく子 | 【体】粘り強く心身を鍛え、やり抜く子ども |

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

(1) 確かな学力の育成

- ア 主体的に学ぶ力とコミュニケーション能力の育成
 - (ア) 生徒指導の４つの視点を生かした「わかる」「できる」授業の実現
 - (イ) 指導と評価の充実（指導と評価の一体化）
 - (ウ) ICTの活用による授業改善
 - (エ) 「網野学園で育成したい非認知能力」の検討・改訂
- イ 補充学習の充実
 - (ア) 基礎基本を定着させるための個別補充学習

ウ 家庭学習の充実

- (ア) 授業とつながる自主的な家庭学習の実現 (イ) 家庭と連携した学習習慣の定着の取組
(ウ) 家庭学習の指標づくり

エ 学園として、第2期「未来を拓く学校づくり」推進事業に取り組む。

(2) 規範意識の醸成

- ア 学習規律の確立 イ 生活習慣の確立

(3) 豊かな人間性の育成

- ア 自尊感情の醸成 イ コミュニケーション能力の育成 ウ 将来を展望する力の育成

4 丹後学園

◇ 「目指す子ども像」、教育目標

(1) 教育目標

「夢と希望と創造性にあふれる豊かな心を持ち、未来に向けて主体的に生きる子どもの育成」

(2) 目指す子ども像

- ことばで伝え合い、主体的に学ぶ子【知】
○ 自分を大切にし、人を思いやれる子【徳】
○ ねばり強く身体をきたえる子【体】

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

- (1) 学力向上につながる授業づくりの研究と実践を推進する。(目標と指導と評価の一本化を目指した「授業改善の10のチェックリスト」を活用した探究的な学びを追究する授業改善と学習への主体性を高める実践。そのため、研究推進に係る教科指定はあえてしない。)
- (2) 保育所・こども園・学校間が連携して、就学前から中学校卒業までを見通して適時性、一貫性・連続性のある教育課程を編成し、小中合同事業・保幼小接続に係る事業・小小連携合同事業と3つの事業の充実を目指す。(幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿についての研究・実践)
- (3) 丹後学園の取組や事業等を積極的に発信することで保護者や地域の方の理解を一層深める。

5 弥栄学園

◇ 「目指す子ども像」、教育目標

(1) 弥栄学園の教育目標

「ふるさとを愛し、主体的に学び、心豊かで自他を大切に、たくましく生き抜く児童生徒の育成」

(2) 弥栄学園の目指す子ども像

- (知) 知識と技を磨き、活用する子 * 自ら課題に取り組む
- (徳) 自他の良さを知り、共に伸びる子 * 仲間を大切に、ともに知恵を絞る
- (体) 心身をきたえ、何事もやりぬく子 * 解決策を探り、自信をつける

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

1 重点課題

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業づくりの推進
 - ・ 授業実践力等の向上（他校種研修、授業研究会、全体研修会等を通じて）
- (2) 自尊感情の醸成を目指し、生徒指導の実践上の視点を生かした多様な教育活動の推進
 - ・ 異年齢の交流活動、自尊感情、自己調整力、自己有用感、上級生への憧憬、下級生を包み込む姿勢
- (3) 校種間連携の充実を図り、中学校卒業時の生徒の姿を共有した力の育成
 - ・ コミュニケーション力、社会性、自己理解、学びの連続性、教職員研修

2 取組の柱

研究主題

自ら課題を見つけ、他者とのつながりを通して、主体的に課題解決に向かおうとする力の育成

- (1) コミュニケーション力の向上、授業改善、探究的な学び
 - ア コミュニケーション能力の向上、互いにつながる力、探究する力の育成を図り、グローバル人材の育成を目指す。
 - イ モデルカリキュラム、丹後学をもとに、10年間を通して教育課程編成を行う。
 - ウ 授業公開、事後研を実施し、学力の定着と指導力の向上を図る。（授業研究会）
 - エ 園小、小中の円滑な接続・学びの連続性が担保できるよう期別部会を充実させる。
 - オ ICTを効果的なツールとして活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- (2) 交流・連携の取組み（園小・小中の交流活動、小学生の中学体験授業）
- (3) 地域人材、外部機関等の効果的な活用並びに発掘を行い、多様な人や異なる文化からの学びを通して、自己の視野を広げる。
- (4) 学園内のいじめ、不登校、ネットトラブル等の未然防止と解消に向けた取組み
- (5) 積極的な情報公開や戦略的な情報発信・広報活動（HP等により地域へ発信）
- (6) 関係機関、地域（人材・施設などを含む）との連携（弥栄学園運営協議会との連携）
- (7) 授業力の向上と教育課題解決のための研修会の開催（研修会、研究協議）

6 久美浜学園

◇ 「目指す子ども像」、教育目標

- (1) 教育目標
「ふるさとを愛し、意欲的に学び、やさしい心を持ち、根気強く努力する子どもの育成」
- (2) 目指す子ども像
(知) 意欲的に質の高い学力を身につけようとする子ども
(徳) 自ら正しく判断、行動し、豊かな心をもつ子ども
(体) 心身を鍛え、粘り強く最後まで、協力して取り組む子ども

◇ 保幼小中一貫教育として解決を目指す重点課題、取組の柱とする内容

(1) 中期的な展望(取組の見通し)

年度	教職員の意識	学力	ギャップ(不登校)
R3 (6年次)	・新学習指導要領への対応 ・学力向上の方策を全職員で検討	学力向上試案の策定(教育課程会議)	接続期の校種間連携充実 事例研の継続
R4 (7年次)	学力向上の方策を全職員で検討・実践 新学習指導要領で求められている資質・能力の育成	学力向上方策の実践、改善 (全学年)	学校に起因する不登校人数の減少 事例研の継続
R5 (8年次)	学力向上の方策を全職員で検討・実践	学力向上方策の実践、改善 (全学年)	早期対応、情報共有の徹底(全職員の共有)
R6 (9年次)	↓	府・全国学力テスト・調査全 学年平均以上(学園)	↓
R7 (10年次)	久美浜学園保幼小中一貫教育の継続した取組の整理 とまとめ 次の10年を見通し新たな取組の構築	府・全国学力テスト・調査全 学年平均以上(全学校)	早期対応、情報共有の徹底(全職員の共有)

(2) 重点目標

「意欲的に生活・学習に取り組む子どもの育成」～子どもの実態や系統性を踏まえた指導～

(3) 指導の重点

『学力向上』①基礎・基本の徹底 ②主体的に学ぶ力の伸長(授業づくり) ③家庭学習時間の確保

(4) 取組の柱 4 ① ② ③ ④

ア 10 年間（就学前から中学校卒業まで）の幼児児童生徒の成長発達に全教職員で責任をもつという意識の向上

①

(7) 久美浜学園全教職員がチームとしてみんなでやるという協働「教職員の協働」意識を醸成。

「教職員の協働」と「対話と理解」の推進

(1) 目指す授業として、学習指導要領に示された「主体的・対話的で深い学び」を実現する。

・ 学園テーマを「主体的に学ぶ力の伸長」とし、すべての教職員で幼児児童生徒が自ら主体的に学ぶ力を伸ばすための教育活動を推進する。

・ 認知能力、非認知能力の一体的伸長を図る具体的な取組を進める。

・ 「リーディング DX 事業」の先進事例をもとに、ICT 活用を軸とした授業研究を進める。

イ 各校園所における規範意識の醸成を基盤と ②落ち着いた学校（園）づくり、授業づくり

(7) 生徒指導の 4 つの視点（自己決定・自己存在感・共感的人間関係・安全安心な風土の醸成）を生かした授業づくりと学級経営・特別活動の充実により、規範意識を醸成し学ぶ意欲を育てる。

(1) 基礎・基本を徹底し、基盤となる力を十分付け、互いに認め合い、励まし合い、支え合える雰囲気作りを進める。

ウ 子どもの交流行事並びに教科指導交流の推進による ③行動連携強化

(7) 共に学ぶ意識を育て、子ども同士を結び付ける保幼小、小小、小中における交流行事・授業

(1) 豊かな教科指導を目指す指導交流（保幼小連携、小小連携、小中連携）

エ 保護者、地域とともに ④「久美浜を支える人づくり」の視点に立った取組を進める。

(7) P T A・保護者会、学校運営協議会、地域学校協働本部事業の推進と充実

(1) 家庭学習時間の確保に向けた連携

資料 各期の指導目標 令和5年度版

		芽生え期 0～2 歳	0期・自立期 3～5 歳	幼児期の終わり までに育ってほ しい姿	I 期・基礎期 小1年～4年	II 期・充実期 小5年～中1年	III 期・発展期 中2年・3年
確かな学力	意欲	大人の見守りの中で、安心・安定して過ごし、多様な体験を楽しむ。	遊びを通して、人やもの、自然、出来事等に広く興味をもち進んで関わる。	豊かな感性と表現 自然との関わり・生命尊重 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	学習に対する興味・関心を広げ、知的好奇心や探究心をもつ。	興味・関心のある事柄について調べたり、確かめたり、自主的に学習する。	自己の進路の実現に向けて、主体的に学習する。
	言語・表現	大人を仲立ちとして、簡単な言葉でのやり取りを楽しむ。	自分の思いを伝えるなど、話すことを楽しむ。	言葉による伝え合い 豊かな感性と表現	言葉を広げ、体験したことを相手に分かるように伝える。	根拠を明確にして、自らの意見や主張を表現する。	情報を集めて考えを練り、論拠の明確な文章を書いたり発表したりする。
	思考	盛んに模倣し、物事の共通性や違いを見つける。	ものの性質や仕組みについて気づき、遊びに活かす。	思考力の芽生え 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	思考力の基礎となる知識や技能をしっかりと身に付ける。	学んだことを活かし、いろいろな観点から筋道を立てて考える。	物事を分析・総合し、論理的に考えてよりよく問題を解決する。
豊かな人間性	協同	一人遊びだけでなく、大人が仲立ちとなり、友だちに関心をもって遊ぶ。	友だちと楽しく遊び行動する中で、互いのよさが分かる。	協同性 自立心 道徳性・規範意識の芽生え	友だちと仲よくし、互いに理解し合って、助け合う。	集団の中で支え合い、高め合い、互いに自己を活かす。	社会を担う責任を自覚し、人や社会とつながり、共生する。
	人権	思いを伝えようとし、伝わった時には喜ぶ。	様々な年齢の友だちと関わりがもち、親しむ。	社会生活との関わり 道徳性・規範意識の芽生え	相手の立場に立って考え、思いやりの心をもつ。	個性や価値観の違いを認め、自他を尊重する心をもつ。	身の周りの不合理に気づき、差別を許さない態度と実践力を身に付ける。
	規範	大人との関わりの中で、良いことや悪いことに気付く。	自分たちで遊び方の決まりをつくり、楽しく遊ぶ。	道徳性・規範意識の芽生え	約束やきまりを守り、みんなの使うものを大切にし、協力し合う。	学習や生活のきまりの意味を考え、規律ある生活を確立する。	社会の一員として、法やモラルを尊重し、よりよい判断で行動する。
たくましい心と体	自立・自律	食事、排泄、着替えなど、自分でしようとする。	友だちと関わりを深め、集団生活を楽しみ、行動する。	自立心	集団の中での自己の役割を考え、行動する。	自己を肯定的に受け止め、将来に希望をもち、よりよい生活をする。	自分の将来の目標に向かって、見通しをもち、粘り強く挑戦する。
	体・健康	大人と一緒に遊具を使うなどして、体を動かすことを楽しむ。	戸外で友だちと一緒に、進んで様々な運動や遊びをする。	健康な心と体	健康や安全に気を付けて、運動の基本的な動きや技能を身に付ける。	健康で安全な生活を営もうとする自己管理能力を身に付ける。	心と体を一体としてとらえ、健康でたくましい自分をつくる。

○令和7・8年度かけて、幼保小の架け橋プログラムも意識した見直しを行う。